

平成23年3月18日 15:00現在
東北地方太平洋沖地震被災地支援本部
事務局：防災局危機管理課
担当 高校教育課
TEL 832-3750
担当 特別支援教育課
TEL 832-3756

平成23年東北地方太平洋沖地震に関する支援等について（第8報）

— 被災県の児童生徒等の県立学校への受入れ方針 —

県教育委員会では、被災地域の児童生徒等が、本県への転居等により、本県の県立学校に転入学等を希望する場合の取扱いについて、別添のとおり基本の方針を定めましたのでお知らせします。

- 県立高校 別紙1のとおり

- 県立特別支援学校 別紙2のとおり

(別紙 1)

東北地方太平洋沖地震における被災地域の生徒等の香川県立高等学校
への転入学等に関する基本的方針

香川県教育委員会

平成 23 年東北地方太平洋沖地震で被災した生徒が、本県への転居等により、本県
県立高等学校への入学及び転入学を希望する場合は、当該生徒の就学の機会を確保す
る観点から、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 当該生徒が、高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含む。以下「高
等学校」という。）に在籍する者又は合格（合格内定を含む。）した者であって、香
川県内に居住する予定である生徒は、当該生徒が居住する予定の地域から通学可能
な本県県立高等学校への入学及び転入学ができるものとする。（原則として在籍校
（進学予定校を含む。）と同一課程・同一学科）
- 2 1 の場合にあっては、次のとおりとする。
 - (1) 入学及び転入学に係る提出書類が準備できない場合、弾力的に対応するものと
する。
 - (2) 当該生徒の保護者については、県内の身元引受人も保護者とみなすものとする。
 - (3) 入学及び転入学に当たっては、学力検査は行わず面接を行うものとする。
 - (4) 入学選考料、入学金等については、減免の制度の対象とする。
- 3 転入学の受入れは、随時行うものとする。

<問合せ先>

香川県教育委員会事務局高校教育課

住所 〒760-8582

香川県高松市天神前 6 番 1 号

香川県天神前分庁舎

電話 087-832-3750 (直通)

FAX 087-806-0232

電子メール kokokyoiku@pref.kagawa.lg.jp

URL <http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/>

(別紙2)

東北地方太平洋沖地震における被災地域の障害のある児童生徒等の
香川県立特別支援学校への転入学等に関する基本的方針

香川県教育委員会

平成23年東北地方太平洋沖地震に被災した障害のある児童生徒等が、本県への転居等により、本県立特別支援学校への入学及び転入学を希望する場合は、当該児童生徒等の就学の機会を確保する観点から、次のとおり取り扱うものとする。

1 小・中学部

- (1) 原則として、被災時に在籍していた又は在籍する予定になっていた特別支援学校と同一の障害種別の特別支援学校に受け入れるものとする。
- (2) 当該保護者等から、転入学等の申し入れがあった場合には、速やかに受入れるものとする。
- (3) 当該児童生徒等の保護者については、県内の身元引受人も保護者とみなすものとする。

2 幼稚部・高等部（専攻科を含む。）

- (1) 幼児及び生徒の受入れは、小・中学部に準ずる。
- (2) 入学及び転入学に当たっては、諸検査、面接等を行うものとする。
- (3) 入学及び転入学に係る提出書類が準備できない場合、弾力的に対応するものとする。

<問合せ先>

香川県教育委員会事務局特別支援教育課

住所 〒760-8582

香川県高松市天神前6番1号

香川県天神前分庁舎

電話 087-832-3756 (直通)

FAX 087-806-0232

電子メール tokubetsushien@pref.kagawa.lg.jp

URL <http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/>